



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 愛媛銀行  
代表者名 頭取 本田 元広  
(コード番号：8541 東証第 1 部)  
問合せ先 企画広報部長 三宅 和彦  
(TEL. 089-933-1111)

### 役員退職慰労金制度の廃止および 株式給付信託 (BBT) の導入に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 29 日開催の取締役会において、役員報酬制度を見直し、当行の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止するとともに、当行の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催の第 113 期定時株主総会 (以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 導入の背景及び目的

当行取締役会は、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度を導入することといたしました。これは、取締役 (社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

#### 2. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役及び監査役に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については各役員の前任時に支払うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。

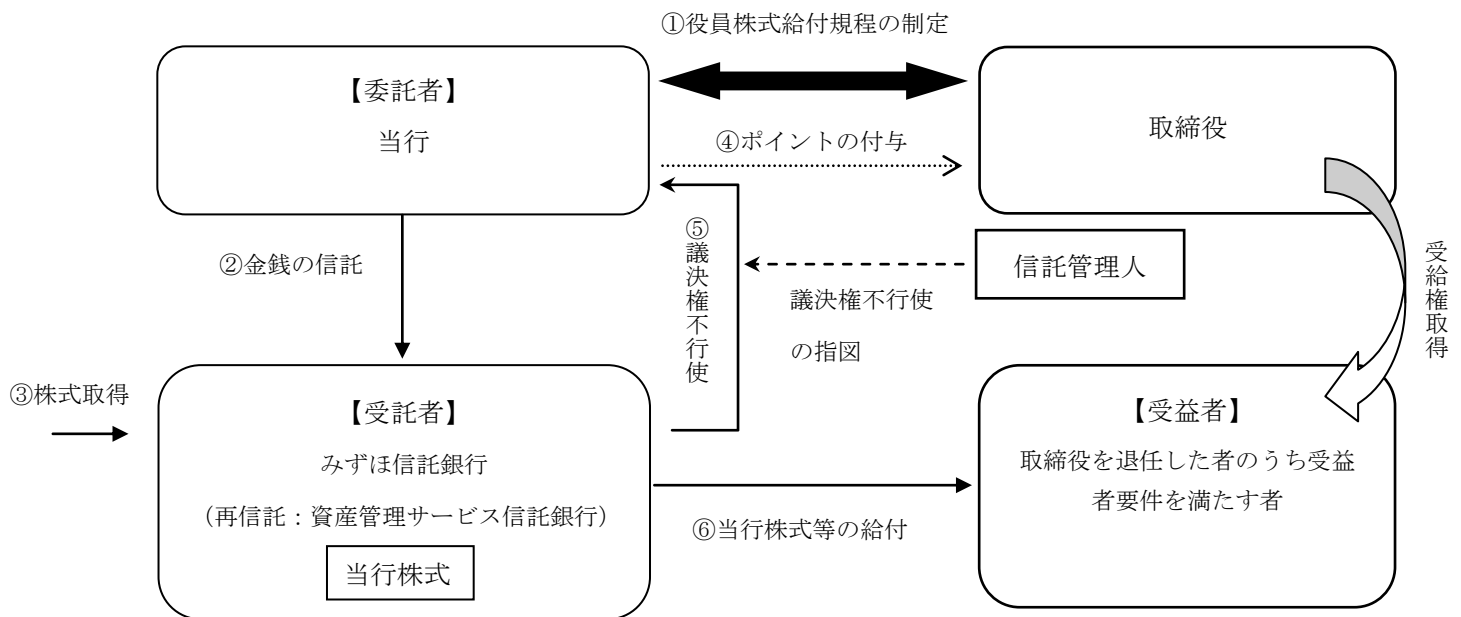
なお、当行は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### <本制度の仕組み>



- ① 当行は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

## (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

平成 29 年 8 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

## (4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当行は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月末日までの 3 年間（以下、当該 3 年の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 年ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当行は、上記（3）の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、300 百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は、原則として対象期間ごとに、300 百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、300 百万円を上限とします。なお、当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## (5) 当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当行株式の取得に際し、当行の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

ご参考として、平成 29 年 5 月 26 日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が取締役に對する給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額 300 百万円を原資に取得する株式数は、最大で 218,181 株となります。

本信託による当行株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

## (6) 取締役に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役に對しては、原則として、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までの職務に對し、役員株式給付規程に基づき役位等により定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当行株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当行普通株式 1 株に換算されま

す（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役が付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （7）当行株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当行株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### （10）信託終了時の取扱い

本信託は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役給付される金銭を除いた残額が当行に給付されます。

### 【本信託の概要】

- ①□ 称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当行
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす

者

- ⑤信託管理人 : 当行と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成 29 年 8 月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 平成 29 年 8 月（予定）
- ⑨信託の期間 : 平成 29 年 8 月（予定）から信託終了するまで  
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上